

一般社団法人 人吉温泉観光協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 人吉温泉観光協会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、相良七百年の歴史を基軸として、自然と文化などの魅力ある資源の開発を探求し、人吉球磨地域における観光振興とコンベンションの誘致を図り、もって地域経済の活性化、文化の向上及び国際、国内観光の人的交流による相互理解の増進に資することを目的とする。

2 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致及び受入
- (2) コンベンションの誘致
- (3) 観光事業に関する広報宣伝及び情報の発信
- (4) 観光事業に関する調査、企画及び開発
- (5) 観光事業に関する人材の育成及び啓発
- (6) 観光資源の開発及び活用
- (7) 郷土芸能文化の育成
- (8) 地方公共団体等が管理運営する観光施設の経営又は受託運営
- (9) 観光開発の印刷物の刊行及び頒布並びに情報のデータ化
- (10) 会員間の相互交流並びに周辺地域及び観光関連機関との連携
- (11) その他当法人の目的達成に必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を熊本県人吉市西間下町118番地1に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営の原則)

第6条 当法人は特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業は行わない。

第2章 会 員

(会員の種別等)

第7条 当法人の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 人吉球磨地域に主たる活動をする事業主体があつて、当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 人吉球磨地域外に主たる活動をする事業主体があつて、当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体

(入会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の納入)

第9条 会員は、社員総会において定めるところにより、会費を納めなければならない。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決により、除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があつたとき
 - (2) 定款又は規則に反する行為をした時
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の場合は、除名した正会員にその旨を通知することを要する。

(資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 2年以上会費等を滞納したとき
- (3) 会員が死亡したとき又は会員である法人若しくは団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 当法人が解散したとき
- (6) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(権利の喪失)

第13条 会員としての資格を失った者は会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費その他の拠出金に対して何等の請求をすることができない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法

人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員

(社員)

第15条 当法人の社員は正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とし、「会員名簿」は同法の「社員名簿」とする。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 2名又は3名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常任理事 10名以上15名以内
- (5) 理事 25名以上30名以内（ただし、上記(1)～(4)を含む。）
- (6) 監事 2名又は3名

2 監事は他の役員を兼務し、又は部会の構成員になることはできない。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、総会において社員の中から選任する。ただし、監事のうち1名は社員以外から選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会において互選する。

3 専務理事は、代表理事が理事会の同意を得てこれを選任する。

(理事及び監事の任期等)

第18条 理事及び監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠及び増員により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事及び監事は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(代表理事の在任期間)

第19条 代表理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の最長期間は3期までとする

2 代表理事は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の職務)

第20条 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表

理事があらかじめ指名した副代表理事が、その職務を代行する。

3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐して当法人の会務を掌理し、代表理事及び副代表理事に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。

5 監事は、本会業務及び経理を監査する。

(代表権の制限)

第21条 当法人と代表理事との利益が相反する事項については、代表理事は代表権を有しない。

(役員の解任)

第22条 役員が次のいずれかの事項に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第23条 役員は無報酬を原則とする。ただし、専務理事については、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

(顧問及び相談役)

第24条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員経験者や学識経験者などの有識者の中から、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役に対して委任契約に関する必要な事項は、理事会の同意を得て代表理事が定める。

(職務従事者の届出)

第25条 常任理事及び理事に選任された社員の中で、その職務に従事する者を選任する必要があるときは、あらかじめその職務従事者の氏名、住所等を記載した書面を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。ただし、代表理事、副代表理事及び監事の職務についてはこの規定を適用しない。

第5章 会議体

(種別)

第26条 当法人の会議は、社員総会（以下総会という）、理事会及び常任理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第27条 総会は正会員をもって構成する。

(総会及び付議事項)

第28条 総会はこの定款に定めるものほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (7) 社員の除名
- (8) その他特に重要な事項

(総会の開催)

第29条 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 総会は代表理事が招集し、議長は代表理事がこれにあたる。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に代表理事が招集する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事会が招集の必要を認めたとき
- (3) 監事から会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき
- (4) 社員総数の2分の1以上から会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があつたとき

(総会の招集)

第30条 前条第3項第3号及び第4号の規定による請求があつたときは、当該請求があつた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の10日前までに社員に通知しなければならない。

(総会の定足数等)

第31条 総会は、社員の過半数の出席があれば、議事を聞くことができる。

2 社員はそれぞれ1個の表決権を有する。

(議決)

第32条 総会に定める議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は出席社員の4分の3以上の多数によらなければならぬ。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(書面表決権等)

第33条 やむを得ない理由により会議に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第31条及び第32条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席社員の2名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的たる事項、日時及び場所

(2) 社員数及び出席社員数（うち書面表決者数及び委任表決者数）

(3) 議事の経過の要領及び発言者の主旨

(4) 議決事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録については、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(総会の決定事項の通知)

第35条 代表理事は総会の終了後、遅延無くその決定事項を社員に書面で通知しなければならない。

(理事会)

第36条 当法人の理事会は、代表理事、副代表理事、専務理事、常任理事及び理事をもって構成する。

2 監事及び代表理事が指名する者は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決権は有しない。

3 理事会の構成員以外の社員で、理事会に出席して発言を請求する場合は、書面による請求により、代表理事の許可をもって意見を述べることができる。

4 代表理事は、理事会構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会の招集のための通知をしなければならない。

(理事会の招集並びに決議事項)

第37条 理事会は、必要な都度代表理事がこれを招集し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会によって委託された事項

(3) 当法人の運営に関して代表理事が必要と認めた事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(準用)

第38条 第29条第2項から第34条までの規定は理事会に準用する。この場合において、これらの条文中「総会」とあるのは「理事会」と、「社員」とあるのは「理事」とそれぞれ読み替えるものとする。

(常任理事会)

第39条 常任理事会は、代表理事が隨時これを招集する。

- 2 常任理事の選任は理事の中から代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 常任理事会は、代表理事、副代表理事、常任理事、専務理事で構成し当法人の円滑な運営を図るために協議する。

第6章 部会及び委員会

(部会)

第40条 代表理事は当法人の事業の円滑な運営を図るために、総務部会及び事業部会を設ける。

- 2 総務部会及び事業部会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、別に定める業務及び事業の推進にあたる。
- 3 総務部会及び事業部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

(委員会の設置)

第41条 総務部会及び事業部会の中で特別な企画等があるときは、専門的な委員会を設けることができる。

(外部諮問委員会の設置)

第42条 当法人の公益的な活動及び運営に対して、客観的な意見を得るために、外部諮問委員会を設置することができる。

- 2 外部諮問委員は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
- 4 定款に定めるもののほか、事務局に関する規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 設立時の財産
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第45条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決によって別に定める。

(経費の支弁等)

第46条 当法人の経費は、資産を持って支弁する。

2 每事業年度の決算において、余剰金を生じたときは翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て代表理事が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立するまで、前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算等)

第48条 代表理事は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、通常総会開催の11日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支に関する決算書類等
 - (3) 財産目録
 - (4) その他必要な付属書類
- 2 監事は前項の事業報告書等を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、当該年度終了後に開かれる総会の前日までに当該年度代表理事に提出しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の書類及び報告について、総会の承認を得た後これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(書類の閲覧)

第49条 社員は、前条の書類を書面による請求により、いつでも閲覧することができる。

2 代表理事は正当な理由なくして前項の書類の閲覧を拒むことはできない。

(剩余金の不配当)

第50条 当法人は、剩余金の配当はしないものとする。

第9章 解散

(解散事由)

第51条 当法人は次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了またはその成功の不能
- (2) 破産
- (3) 総会の決議
- (4) 社員の欠亡

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第53条 当法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2 清算人は就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第54条 当法人は解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するのに必要な限度内の会費を徴収することができる。

第10章 雜則

(定款に定めのない事項)

第55条 当法人は本定款の運用を円滑にするため、本定款に定めるものほか必要な事項は、理事会の議決を経て施行に関する規則を定める。

(補則)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところによる。

第11章 附則

(施行日)

第57条 この定款は、当法人設立の日より施行する。

(設立当初の事業年度及び設立時役員の任期)

第58条 当法人設立当初の事業年度及び役員の任期は、法人設立の日から平成23年3月31日までとする。ただし、再任をさまたげない。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

第59条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めによるものとする。

一般社団法人 人吉温泉観光協会名簿

会員名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
(有)アート広告社	868-0042	人吉市蟹作町1077	24-8893	24-0544
(有)アイデアル スナック カサブランカ	868-0003	人吉市紺屋町113 ビルズ1F	28-3317	28-3317
青井阿蘇神社	868-0005	人吉市上青井町118	22-2274	22-2275
(有)青井運送	868-0042	人吉市蟹作町30	22-4151	22-4160
ビジネスホテルあおやぎ	868-0008	人吉市中青井町321-1	23-4141	24-7159
(有)秋山製菓舗	868-0004	人吉市九日町34-2	22-3378	22-3378
(株)アクセス 人吉支店	868-0008	人吉市中青井町299	22-6600	22-6886
あさぎり開発株式会社	868-0442	球磨郡あさぎり町深田東1304-1	45-5611	45-4921
味岡建設(株) 人吉支店	868-0072	人吉市西間下町1132-1	22-4674	42-6392
芦北綜合印刷(有)人吉営業所	868-0014	人吉市下薩摩瀬町786-5	24-8249	22-7002
アド工芸 ひの	868-0071	人吉市西間上町2569-4	24-8640	24-8640
アポロ(株) ラフティング	868-0075	人吉市矢黒町2147-3	32-9393	32-9400
人吉観光交通(株)アンジェリーク平安	868-0011	人吉市宝来町1340-7	22-5131	24-1611
(株)安民堂	868-0002	人吉市大工町1	22-5225	24-6158
イヌミ商事(株)	868-0004	人吉市九日町87	22-4316	24-7825
(株)出水電設	868-0008	人吉市中青井町449-1	23-3271	23-3297
出田実業(株)人吉営業所	868-0014	人吉市下薩摩瀬町1580-2	22-5231	24-7580
市房堂	868-0302	球磨郡錦町一武2823-14	38-2667	38-2667
一富士旅館	868-0004	人吉市九日町60	22-2410	22-6199
いわい温泉	868-0072	人吉市西間下町143-3	24-8385	24-0426
(株)岩井工務店	868-0057	人吉市土手町3	22-4530	22-4586
岩下兄弟(株)	868-0008	人吉市中青井町369-1	24-1333	24-7773
永国寺	868-0057	人吉市土手町5	22-2458	22-1789
NTT西日本熊本支社人吉営業所	868-0001	人吉市鍛冶屋町8-3	22-4210	24-4204
L&A COMPANY(有)	868-0056	人吉市上薩摩瀬町大字園田874-1	24-4522	24-4522
O-ETSU食品工業株式会社	868-0086	人吉市下原田町1689-1	32-9882	32-9883
(有)おおがスイミングスクール	868-0058	人吉市灰久保町21	22-3600	22-3790
大山 善生	868-0083	人吉市下林町293-5	23-2281	22-6596
(株)オカモト	868-0024	人吉市鶴田町15	22-4311	22-4314
(株)お茶の五木園	868-0035	人吉市五日町66	22-4038	24-3986
(資)お茶の三翠園	868-0035	人吉市五日町61	22-5261	24-7879
(有)尾上商事	868-0086	人吉市下原田町瓜生田2178	22-2850	22-1755
オリエンピアスポーツ(株)	868-0004	人吉市九日町12	23-5131	23-5723
櫂の花ひら 和彩 二代目 (有)オガタ	868-0003	人吉市紺屋町108	23-2241	23-3838
(資)釜田醸造所	868-0001	人吉市鍛冶屋町16	22-3164	22-3165
からあげ専門店 とり福	868-0011	人吉市宝来町1340-8	24-0317	24-0317
辛麺屋 構元	868-0036	人吉市二日町6	24-4823	24-2083
一勝地温泉 かわせみ	869-6403	球磨郡球磨村一勝地乙39-2	32-0200	32-0221
願成寺	868-0022	人吉市願成寺町956	24-4161	24-4171
きじ馬スタンプ協同組合	868-0004	人吉市九日町82-3	22-2254	22-2255
(有)きじや	868-0063	人吉市木地屋町2522	29-0401	29-0401
(株)鮎の喜多川	868-0008	人吉市中青井町367-1	24-3733	24-3733
(有)牛車	868-0005	人吉市上青井町134-1	23-4129	23-4193
木村三味線教室	868-0302	球磨郡錦町一武2823-13	38-2209	
九州警備保障(株)	862-0924	熊本市帯山4-18-11	383-4111	387-0644
九州相良観光バス(有)	868-0400	球磨郡あさぎり町免田乙297	45-2110	45-4870
(株)協和印刷 人吉営業所	868-0022	人吉市願成寺町396-6	25-1211	24-7880
清藤書店	868-0035	人吉市五日町5	22-2066	22-2066
きらく屋	868-0008	人吉市中青井町259-10	22-1733	22-1733
くま川下り(株)	868-0033	人吉市下新町333-1	22-5555	24-8174

一般社団法人 人吉温泉観光協会名簿

会員名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
くま川鉄道株式会社	868-0008	人吉市中青井町265	23-5011	23-3897
球磨川ラフティング協会	869-6401	球磨郡球磨村三ヶ浦1534	25-6866	25-6867
(株)球磨サイクルセンター	868-0081	人吉市上林町1413-1	24-1819	24-1699
(株)熊本ファミリー銀行人吉支店	868-0005	人吉市上青井町144	22-4115	
(株)球磨リネン	868-0095	球磨郡相良村柳瀬985-66	24-5600	22-6334
クリエイト・コア	868-0034	人吉市七日町80	22-4141	38-4843
(株)球磨カントリー倶楽部	868-0301	球磨郡錦町木上1	38-2111	38-2115
球磨焼酎酒造組合	868-0051	人吉市麓町5-1	22-5059	24-2164
球磨村森林組合	869-6400	球磨郡球磨村神瀬1130	34-0211	34-0100
(社)熊本県建設業協会 人吉支部	868-0057	人吉市東間下町3316-1	22-3178	
(株)県民百貨店	860-0805	熊本市桜町3-22	322-1111	355-7187
光進建設(株)人吉支店	868-0086	人吉市下原田町若宮1100	22-5347	24-4692
幸福温泉	868-0062	人吉市古仏頂町1408-1	22-1238	22-3699
(有)香文堂	868-0037	人吉市南泉田町75	22-2406	22-5578
(有)コグマランド	868-0007	人吉市下青井町386-4	23-3365	23-3900
国民宿舎くまがわ荘	868-0012	人吉市相良町4-2	22-2787	23-3141
(有)寿造園	868-0041	人吉市七地町888-6	24-5162	23-3822
(有)サインズ	868-0082	人吉市中林町字464-3	24-3524	24-3534
(有)佐伯水産	868-0071	人吉市西間上町2389-5	24-4531	24-4533
坂田薬品(株)	868-0025	人吉市瓦屋町1866-16	22-4687	
さがら温泉 茶湯里	868-0094	球磨郡相良村深水2136	25-8111	25-8113
産交バス(株)人吉営業所	868-0007	人吉市下青井町390-1	22-5205	25-1045
JR九州 人吉駅	868-0008	人吉市中青井町326-1	22-4011	24-6189
JAKUま	868-0302	球磨郡錦町一武2657-4	38-1101	38-0099
JTB人吉旅行センター	868-0008	人吉市中青井町308	24-6161	24-5839
(株)システムフォレスト	868-0072	人吉市西間下町132-1	28-3101	28-3108
(有)システムランド	868-0013	人吉市上薩摩瀬町1472-1	22-6991	22-6997
(資)寿福酒造場	868-0054	人吉市田町28-2	22-4005	22-4005
酒仙	868-0003	人吉市紺屋町28-3	24-5808	
小代酒店	868-0007	人吉市下青井町4-1	22-2516	23-3257
松龍軒	868-0011	人吉市宝来町12-15	22-4024	22-4024
しらいしうなぎ	868-0003	人吉市紺屋町126	22-2450	
(有)白石商事 人吉レンタカー	868-0071	人吉市西間上町2297-1	22-5865	24-6075
(有)しらさぎ荘	868-0083	人吉市下林町2647-3	22-3420	22-3676
(有)白屋クリーニング	868-0055	人吉市南町19-8	23-2245	22-4925
(株)翠嵐樓	868-0084	人吉市温泉町2461-1	23-2361	22-2128
寿し銀	868-0002	人吉市大工町37	22-3254	22-3254
スナック ピック	868-0003	人吉市紺屋町78まつだ会館1F	22-5337	
スナック ポストン	868-0004	人吉市九日町103中津留ビル1F	24-2973	
スナック one	868-0003	人吉市紺屋町184 麒麟館ビル1F	22-3398	
住岡きじ馬	868-0303	球磨郡錦町西104-2	38-1020	38-1020
(名)すみや	868-0004	人吉市九日町115-2	22-2630	23-3122
清流山水花 あゆの里	868-0004	人吉市九日町30	22-2171	22-4015
石水寺	868-0086	人吉市下原田町西門2348	22-4411	
(有)石亭の館	868-0075	人吉市矢黒町1970	22-3637	22-3618
織月酒造(株)	868-0052	人吉市新町1	22-3207	22-3208
セントラルホテル	868-0004	人吉市九日町45-1	24-9390	24-9390
双栄建設(株)	868-0037	人吉市南泉田町158	22-2308	24-2291
(有)ソーゴーグラフィックス	868-0015	人吉市下城本町1426-1	22-4300	22-4303
(有)大王舎	868-0016	人吉市城本町1054	22-3265	22-4951

一般社団法人 人吉温泉観光協会名簿

会員名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
人吉球磨ビジネスホテル協会	868-0011	人吉市宝来町1340-7(アンジェリーク平安)	22-5131	24-1611
人吉公衆浴場組合(あさひ温泉内)	868-0007	人吉市下青井町62-4	22-5588	
人吉市金融協会	868-0004	人吉市九日町82	23-2131	24-2814
人吉市グリーンツーリズム推進協議会	868-8601	人吉市麓町16	22-2111	24-7869
人吉写真館	868-0024	人吉市鶴田町139-2	22-3648	22-3648
人吉社交飲食業組合	868-0003	人吉市紺屋町108麒麟館ビル1F(マドリード内)	23-3893	
人吉商工会議所	868-0037	人吉市南泉田町3-3	22-3101	24-6509
公益社団法人 人吉市シルバー人材センター	868-0012	人吉市相良町1253-1	24-4681	24-3761
人吉水産商事(株)	868-0001	人吉市鍛冶屋町63	22-2371	22-2372
人吉タクシー(株)	868-0004	人吉市九日町66-4	23-2525	22-6167
人吉中央出版社	868-0086	人吉市下原田町瓜生田675-3	22-7601	23-2580
人吉馳走 いず美	868-0071	人吉市西間上町2548-4	22-5538	24-4809
人吉特区事業推進協議会	868-0022	人吉市瓦屋町1090-25		
人吉生コンクリート(株)	868-0081	人吉市上林町1540	22-5177	24-2100
人吉ねぶか太鼓	868-0071	人吉市西間上町2543-2	22-4073	22-4110
(有)人吉農産	868-0803	人吉市大畠町2863	23-0831	23-1566
ひとよし森のホール	868-0006	人吉市駒井田町190-6	22-4007	22-0288
(有)人吉ランチセンター	868-0004	人吉市九日町115	22-3154	
人吉旅館	868-0005	人吉市上青井町160	22-3141	22-3143
人吉連合青果株式会社	868-0071	人吉市西間上町2352-3	22-2294	24-8742
(有)ひまわり亭	868-0075	人吉市矢黒町1880-2	22-1044	22-1044
華の荘リゾート(株)ホテル華の荘	868-0044	人吉市東間下町3316-6	22-1126	22-1135
ファーサイド アウトドアーズ	868-0086	人吉市下原田町1109	28-3301	28-3301
(株)ファッショナハウス クローバー	868-0012	人吉市相良町963-1	24-2547	22-6961
深野酒造(株)	868-0026	人吉市合の原町333	22-2900	22-2982
(資)福田酒造商店	868-0072	人吉市西間下町137-2	22-2507	22-2554
武家蔵	868-0057	人吉市土手町35	22-5493	22-5493
(株)ふじき本店	868-0013	人吉市上薩摩瀬町894-1	22-2466	22-5943
(資)渕田酒造場	868-0003	人吉市紺屋町22	23-3055	23-6311
不動産のウラタ(株)	868-0037	人吉市南泉田町5	22-2311	22-5171
(有)ふもと屋	868-0034	人吉市七日町58-2	24-6819	24-6819
(有)ぶらんどうデザイン工房	868-0051	人吉市麓町9	23-6917	23-6923
フリッパーズ	860-0044	熊本市西区尾谷崎町20-6		096-245-7163
(有)フロンティア観光	868-0003	人吉市紺屋町78	22-4164	24-4721
(株)文尚堂	868-0071	人吉市西間上町2509-1	23-5161	24-8282
ホテルサン人吉	868-0005	人吉市上青井町166	22-7741	22-5110
(有)マイマート	868-0025	人吉市瓦屋町1711-1	22-2584	22-2300
(有)まえだ	868-0023	人吉市北泉田町210	24-8360	
松の泉酒造(資)	868-0422	球磨郡あさぎり町上北169-1	45-1118	45-2908
(有)町田印刷	868-0006	人吉市駒井田町236-1	22-2848	22-2799
(資)松岡洋服店	868-0007	人吉市下青井町51	22-3932	22-3932
丸一そば屋	868-0036	人吉市二日町7	22-3078	
松田 茂	868-0072	人吉市西間下町130-5	24-3131	24-3131
丸恵別館	868-0001	人吉市鍛冶屋町38-1	22-3948	22-1355
(有)丸恵本館	868-0001	人吉市鍛冶屋町18	22-2291	24-7778
(有)三駒すし	868-0006	人吉市駒井田町236-7	23-3090	23-3090
(株)Misumi 人吉オフィス	868-0008	人吉市中青井町373-2	24-1100	24-6555
溝口 幸治	868-0006	人吉市駒井田町1953-34	22-5800	22-5802
(資)緑屋本店	868-0022	人吉市願成寺町1411	22-5254	22-5255
南九州コカコーラボトリング(株)人吉営業所	868-0021	人吉市鬼木町字梢山1769-108	22-5854	25-1066

一般社団法人 人吉温泉観光協会名簿

会員名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
南九州マルヰ(株) 人吉支店	868-0822	人吉市下漆田町1707-1	23-5141	24-4628
三宅養鶏場	868-0051	人吉市蘿町39	22-3469	
宮原工芸	868-0082	人吉市中林町512-2	23-3070	23-3070
(資)宮本写真機店	868-0003	人吉市紺屋町103	22-2676	22-2677
モンマート つかもと	868-0003	人吉市紺屋町100	22-2284	24-8850
(株)やまえ 山江温泉ほたる	868-0091	球磨郡山江村万江甲423	22-7171	23-3093
(資)大和一酒造元	868-0083	人吉市下林町2144	22-2610	22-2660
芳野旅館	868-0005	人吉市上青井町180	22-2244	22-3504
吉本肉店	868-0003	人吉市紺屋町123	22-4347	
(株)ライフネット	868-0008	人吉市中青井町357-6	22-2002	24-3900
樂行寺	868-0083	人吉市下林町273-1	24-5642	
ラフティング球磨川ABC	868-0503	球磨郡多良木町久米2887	24-3889	42-2103
(有)ランドアース	869-6401	球磨郡球磨村渡乙1379-1	34-7222	34-7223
レストラン エル・マナス	868-0072	人吉市西間下町門前246-1	24-7000	24-0191